

1 0 年 保 存
群 広 第 2 3 号
令 和 6 年 1 月 2 4 日
[情管]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察X（旧ツイッター）を活用した情報発信について（通達）

ツイッターを活用した群馬県警察の広報活動については、ツイッターを活用した情報発信について（令和2年7月22日付け群広第215号通達。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、サービス名称の変更等を受け、別添のとおり、運用要領及び運用ポリシーの見直しを図ったことから、効果的な情報発信の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

群馬県警察X（エックス）運用要領

1 目的

この要領は、ソーシャルネットワークサービスによる情報発信により、広報活動を効果的に推進するために、群馬県警察X（エックス）（以下「県警X（エックス）」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

(1) 県警X（エックス）

群馬県警察本部警務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が管理・運用するX（エックス）のアカウントをいう。

なお、アカウントは「@g u n m a _ p o l i c e」とする。

(2) その他の用語

その他の用語は、X社の利用規約及びその他の公式サイト の例による。

3 運用体制

県警X（エックス）の管理・運用等については広報広聴課が行い、円滑な運用及び適正な管理に資するため、運用管理者及び運用責任者を置く。

(1) 運用管理者

ア 運用管理者は広報広聴課長をもって充て、県警X（エックス）の運用・管理を行う。

イ 運用管理者は、県警X（エックス）の運用が困難になった場合は、アカウントの停止又は削除を行い、その旨を群馬県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）において公表する。

(2) 運用責任者

ア 運用責任者は、広報広聴課課長補佐（広報担当）をもって充てる。

イ 運用責任者は、県警X（エックス）の運用に関し、運用管理者の指揮を受け、投稿の適否、文章等の内容について、投稿しようとする所属（以下、「申請所属」という。）との協議・調整を行う。

4 アカウント運用者の明示

なりすましを防ぐために、運営主体として県警X（エックス）のアカウント等を県警ホームページ上に公表する。

5 県警X（エックス）運用ポリシーの策定と明示

県警X（エックス）の運営主体、投稿する情報について、県警X（エックス）運用ポリシー（別紙のとおり）を策定し、県警ホームページにおいて公表する。

6 県警X（エックス）の停止又は削除

県警X（エックス）の運用が困難になった場合は、アカウントの停止又は削除を行い、その旨を県警ホームページにおいて公表する。

7 通報等に対する措置等

県警X（エックス）に寄せられた通報、相談、意見、要望、苦情その他の情報

提供等には原則として対応しないものとする。

ただし、寄せられた情報が自殺予告事案や犯行予告事案その他緊急の対応を要する事案に係る情報である場合には、当該事案に係る警察署長又は本部業務主管所属長に即報する。

8 リプライ、フォロー及びリポスの制限

(1) 県警X（エックス）は、リプライ及びフォローは行わない。

(2) 県警X（エックス）は、原則として、リポスを行わないが、国・地方公共団体又は公共性の高い機関のポスについてのみ、必要に応じてリポスを行う。

9 投稿内容

県警X（エックス）から投稿する内容は、群馬県警察の活動に関する情報及び国・地方公共団体又は公共性の高い機関の活動に関する情報とする。

10 投稿時間

原則として執務時間内に行うものとする。

ただし、次に掲げる場合で、必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 重要凶悪事件又はこれに発展するおそれのある事案を認知した場合

(2) その他直ちに投稿する必要がある場合

11 投稿方法

県警X（エックス）からの投稿は、原則として、広報広聴課広報係（以下「広報係」という。）が県警ホームページ管理用端末（以下「管理用端末」という。）を用いて行うことから、投稿を希望する所属は、広報広聴課長宛てに申請を行うこと。

12 申請方法

(1) 申請書の作成

県警X（エックス）に投稿する際は、別記様式「群馬県警察X（エックス）投稿申請書」（以下「申請書」という。）を申請所属において作成し、所属長の決裁を得ること。

(2) 申請書の送付

申請所属は、申請書を原則として発信希望日の1週間前までに、運用管理者宛てに送付すること。

(3) 投稿内容の検討

申請書の送付を受けた運用管理者は、運用責任者に投稿すること及びその内容の適否を検討させること。

(4) 投稿

運用責任者は、投稿することが適切と認めた場合、広報係員に投稿させること。

投稿することが不適切と認められた場合には、その旨、運用管理者及び申請所属に連絡すること。

(5) リポス

リポスの必要がある申請所属は、申請書にURLを記載するなど、広報係

員が当該ポストを判別できるように記載して申請すること。

13 申請書作成の際の留意事項

(1) 見出しについて

X（エックス）には見出しがないことから、投稿の際には、申請書内の「件名」を見出し文字とし、【 】を付して投稿することとする。

(2) 文字数制限

X（エックス）への投稿には文字数制限（140文字以内）があることから、申請書作成の際には、見出しと本文との合計文字数が制限内に収まるよう、簡潔明瞭に、わかりやすい内容とすること。

なお、URLを併記する場合には、文字数に含まれることに留意すること。

(3) 保密への配慮

個人情報、捜査情報等の保密には十分配慮すること。

(4) 訂正及び削除

X（エックス）は、ポスト投稿後に内容の訂正ができないため、申請書作成の際には、その内容について、他の文書等との整合性に配慮し、内容に誤りがないよう十分確認すること。

誤りを発見した際には、広報係に速報し、当該ポストを直ちに削除すること。

14 安全対策

(1) ID及びパスワードの管理

県警X（エックス）のID及びパスワードについては、広報係員以外には使用させないこと。

また、パスワードは、英数字記号を組み合わせるなどして、複雑なものとし、必要に応じて、変更を行うこと。

(2) メールアドレス

県警X（エックス）アカウント取得時の登録メールアドレスについては、群馬県警察が管理するメールアドレスを使用し、同メールアドレスは県警X（エックス）のアカウント管理以外には使用しないものとする。

15 基本原則

(1) 警察職員としての自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年3月15日付け本部訓令第7号）並びに各種情報管理に関する規程等を遵守すること。

(2) X（エックス）の持つ即時性・広域性等の特性を生かし、適切な時期に、正確に投稿をすること。

(3) 投稿に際しては、著作権等知的財産権について十分配慮し、適切に取り扱うこと。

16 協議事項

この要領に定めていないことについては、広報広聴課と申請所属で協議して定める。

別記様式省略

別紙

群馬県警察X（エックス）運用ポリシー

1 目的

本運用ポリシーは、群馬県警察本部が運用する群馬県警察X（エックス）（アカウント：@gunma_police）の運用に関する事項について定めます。

2 基本方針

群馬県警察X（エックス）は、専ら、警察活動等に関する情報の発信のみを行うもの とします。

リプライ等を通じた個々の意見、相談等への対応は行いません。

3 運用方法

群馬県警察X（エックス）は、本県警察本部（以下「運用者」という。）が次のとおり運用します。

(1) 投稿する情報

本県警察の活動に関する情報及び国・地方公共団体又は公共性の高い機関の活動に関する情報のうち運用者が必要と認める情報とします。

(2) 投稿に関する対応

ア 運用者は、利用者からのリプライ等を常時閲覧するものではなく、また、本アカウントからの「フォロー」「リプライ」「リポスト」は原則として行いません。

ただし、本県警察各部署及び国・地方公共団体又は公共性の高い機関については、必要に応じて「リポスト」を行います。

イ 運用者は、利用者から投稿された事件・事故の申告を内容とするコメントに対応することはできません。

事件・事故に関する申告は、最寄りの警察署又は交番・駐在所に連絡してください。緊急の対応を要する情報は、110番通報してください。

ウ 運用者は、利用者からの通報、相談、意見、要望、苦情その他の情報提供等には原則として対応しません。

相談については、警察安全相談専用電話「#9110」、群馬県警察ホームページの「相談・要望・苦情」を利用いただくか、最寄りの警察署に連絡してください。

(4) アカウントの閉鎖

本アカウントは、必要がある場合は、事前の連絡なく閉鎖する場合があります。

4 禁止事項

本アカウントに対する、次に該当する行為を禁止します。

禁止事項に該当し、又は該当するおそれがあると認めた場合は、予告なく削除（削除 要請を含む。）又はアカウントのブロック等を行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 群馬県警察又は第三者の著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 偽造、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- (9)

本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの

- (10) 他の利用者又は第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 本アカウントの発信内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 本アカウントの発信する内容に関係のないもの
- (14) その他運用者が不適切と判断するもの

5 著作権について

当アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められる場合又は、出所を明記する場合を除き、運用者に無断で、複製、転載等を行うことはできないものとします。

6 運用ポリシーの周知・変更等

本運用ポリシーの内容は、群馬県警察ホームページに掲載して周知します。

また、本運用ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、群馬県警察ホームページ及び群馬県警察X（エックス）を通じて、変更した旨を公表します。

7 運用者の免責事項

- (1) 利用者が本アカウントの情報をを用いて行うあらゆる行為について一切責任を負いません。
- (2) 利用者により投稿された本アカウントに対するリプライ、リポスト等について一切責任を負いません。
- (3) 本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間におけるトラブル又は紛争について一切責任を負いません。